

令和8年度（2026年度）環境学習・見学に係るバス借上料
助成要綱

（趣旨）

第1条 公益財団法人熊本県環境整備事業団（以下「事業団」という。）は、熊本県公共関与産業廃棄物管理型最終処分場「エコアくまもと」（以下「エコア」という。）における環境教育の利用促進を図るため、熊本県内の小学校及び義務教育学校（小学校課程に限る。）（以下「小学校等」とする。）の小学生が環境教育のためにエコアを利用する際のバス借上料の助成を行う。

（助成対象）

第2条 熊本県内に存する小学校等が、環境教育のためにエコアを利用した場合に助成する。

（助成額）

第3条 熊本県内に存する小学校等が、環境教育のためにエコアを利用する際のバスについて、その1台あたりのバス借上料の2分の1に相当する額（1台あたりの助成額は10万円を上限とする。）を事業団が助成する。

2 助成を行うバス借上料には、有料道路使用料、船舶乗船に係る費用及び駐車場に係る費用を含まないものとする。

3 一つの行程が複数日にわたる場合は、日数で割戻しした1日あたりの額の2分の1を助成することとする。

4 同一学校が同一日に複数台のバスを利用した場合は、バスの1台当たりのバス借上料の2分の1に台数を乗じた額とする。

5 助成金の振込における金融機関への手数料は、事業団の負担とする。

（助成の申込み）

第4条 環境教育のためにエコアを利用する小学校等は、様式1（「エコアくまもと」環境学習・施設見学申込書）により、原則利用希望日の1ヶ月前までに事業団へ申し込むものとする。

2 助成を希望する小学校等は、前項の申込みに加え、バス借上料を明記した見積書の写しを添えて、様式2（バス借上助成申込書）により、事業団に申し込むものとする。

(助成額の決定)

第5条 事業団は、前条第2項の規定による申込書の提出があった場合は、その内容を審査し、小学校等からの申込み内容及び添付書類が適正と認められたときは、様式3（バス借上助成決定書）により助成が決定したことを小学校等へ通知するものとする。

(助成に関する条件)

第6条 事業団は、次の各号の条件を満たした場合にのみ小学校等にバス借上料を助成する。

- 一 エコアを利用すること。
- 二 エコアを利用する際は、事業団職員の指示に従うこと。

(実績報告及び支払)

第7条 小学校等は、エコアの利用が終了した後、速やかに、バス借上料を明記した旅行会社等からの請求書又は領収書の写しを添えて、様式4（バス借上実績報告書）により実績報告書を事業団に提出するものとする。

2 事業団は、前項の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、小学校等からの実績報告の内容及び添付書類が適正と認められたときは、小学校等の指定した口座に決定した助成額を振込むものとする。

3 実績報告書により、バス借上料が、第4条の規定に基づき申請した額を下回る場合は、事業団は、第5条の規定に基づき決定した助成額に関わらず、実際のバス借上料の2分の1を助成することとし、様式5（バス借上助成変更決定書）により小学校等に通知するとともに、小学校等の指定した口座に変更決定した助成額を振込むものとする。

また、実績報告書により、バス借上料が、第4条の規定に基づき申請した額を上回る場合は、第5条の規定に基づき決定した助成額を支払うものとする。

(端数処理)

第8条 事業団は、助成額の算出に当たり、算出した金額に1円未満の端数がある場合は、その算出した金額の1円未満を切り捨てて助成額とする。

(助成を行わない場合)

第9条 事業団は、第7条第2項の規定において内容が不適正と認められたときは、バス借上料の助成を行わないものとする。

2 事業団は、前項の規定に基づき、助成を行わない場合は、様式6（バス借上助成不承認決定書）により小学校等へ助成を行なわない旨を通知するものとする。なお、次条の規定に基づき、助成を辞退した場合は、通知は行わない。

(助成の辞退)

第10条 小学校等は、エコアの利用が中止等になった場合は、様式7（バス借上助成辞退届）によりバス借上料の助成を辞退しなければならない。

(検査及び報告の徴取)

第11条 事業団は、必要と認める場合は、助成を行った小学校等にその職員を派遣し、検査し、又は小学校等に報告を求めるものとする。

付則

本要綱は、令和8年（2026年）5月12日から適用する。